

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付認定若しくは子育てのための施設等利用給付の支給認定又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付認定若しくは子育てのための施設等利用給付の支給認定又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県川崎市市長

## 公表日

令和7年7月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>【事務全体の概要】</p> <p>子ども・子育て支援法は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。(子ども・子育て支援法第1条)</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用する法的根拠】</p> <p>番号法第9条第1項</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】</p> <p>①子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 申請の受理、申請に係る事実についての審査、申請に対する応答、保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理、支給認定証の通知</p> <p>②子どものための教育・保育給付に係る利用者負担区分の決定に関する事務 所得、世帯区分などによる階層情報(国階層及び自治体階層)及び保育料情報の算定、利用者負担額決定の通知、月別保育料の管理・調整、減免の管理(減免後の保育料を管理)、還付・充当</p> <p>③子育てのための施設等利用給付認定に係る事務 施設等利用給付申請の案内、認定申請書の受理、認定及びみなし認定に係る審査、認定通知書の作成・通知</p> <p>④地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 未移行幼稚園における補足給付費交付申請書の受理、副食費徴収免除対象者選定(課税状況・兄弟構成等を確認)、副食費徴収免除のお知らせ・補足給付事業対象者一覧の作成・通知、補足給付費の審査、補足給付費の交付(償還払いの場合)、事務補助金の支給(代理受領の場合)</p> <p>&lt;中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要件を行う。(システム連携基盤要件)</li> <li>主務省令に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)</li> </ul>
③システムの名称	福祉総合情報システム(子ども子育て支援システム)、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育てファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表の127の項</li> <li>川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項</li> <li>情報提供の根拠 なし</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
②所属長の役職名	保育対策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども未来局保育・幼児教育部保育対策課</li> <li>住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地</li> <li>電話番号: 044-200-3727</li> <li>・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当)</li> <li>住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地</li> <li>電話番号: 044-200-2108</li> </ul>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども未来局保育・幼児教育部保育対策課</li> <li>住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地</li> <li>電話番号: 044-200-3727</li> </ul>
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [ 10万人以上30万人未満 ]
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [ 発生なし ]

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる



7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月28日	表紙(評価書名)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付認定若しくは子育てのための施設等利用給付の支給認定又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和3年5月28日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付認定若しくは子育てのための施設等利用給付の支給認定又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事前	
令和3年5月28日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容【事務全体の概要】)	子ども・子育て支援法は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。(子ども・子育て支援法第1条) 子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給について、学齢前児童に対する施設型給付費等の支給認定、施設・事業所の利用、保育料などの情報管理や支弁台帳などの統計帳票の出力を行う。また、施設・事業所からの請求情報の管理を行う。	子ども・子育て支援法は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。(子ども・子育て支援法第1条) 子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付認定及び施設等利用給付の支給認定について、また、学齢前児童に対する施設型給付費等の支給認定、施設・事業所の利用、保育料などの情報管理や支弁台帳などの統計帳票の出力を行う。また、施設・事業所からの請求情報の管理を行う。	事前	
令和3年5月28日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】)	①子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 申請の受理、申請に係る事実についての審査、申請に対する応答、保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理、支給認定証の通知 ②子どものための教育・保育給付に係る利用者負担区分の決定に関する事務 所得、世帯区分などによる階層情報(国階層及び自治体階層)及び保育料情報の算定、利用者負担額決定の通知、月別保育料の管理・調整、減免の管理(減免後の保育料を管理)、還付・充当	①子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 申請の受理、申請に係る事実についての審査、申請に対する応答、保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理、支給認定証の通知 ②子どものための教育・保育給付に係る利用者負担区分の決定に関する事務 所得、世帯区分などによる階層情報(国階層及び自治体階層)及び保育料情報の算定、利用者負担額決定の通知、月別保育料の管理・調整、減免の管理(減免後の保育料を管理)、還付・充当 ③子育てのための施設等利用給付認定に係る事務 施設等利用給付申請の案内、認定申請書の受理、認定及びびみなし認定に係る審査、認定通知書の作成・通知 ④地域子ども・子育て支援に係る事務 未移行幼稚園における補足給付費交付申請書の受理、副食費徴収免除対象者選定(課税状況・兄弟構成等を確認)、副食費徴収免除のお知らせ・補足給付事業対象者一覧の作成・通知、補足給付費の審査、補足給付費の交付(償還払いの場合)、事務補助金の支給(代理受領の場合)	事前	
令和3年5月28日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の94の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第68条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の94の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第68条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条		
令和3年5月28日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の116の項(主務省令事項を定める命令第59条の2第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号) ・情報提供の根拠なし	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の116の項(主務省令事項を定める命令第59条の2第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号) ・情報提供の根拠なし	事前	
令和3年5月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署)	①部署 こども未来局子育て推進部保育課 ②所属長の役職名 保育課長	①部署 こども未来局子育て推進部保育対策課 ②所属長の役職名 保育対策課長	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月28日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	こども未来局子育て推進部保育課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-3727 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	・こども未来局子育て推進部保育対策課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-3727 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	事前	
令和3年5月28日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	・こども未来局子育て推進部保育課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-3727	・こども未来局子育て推進部保育対策課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-3727	事前	
令和3年5月28日	II しいき値判断項目(1. 対象人数)	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	
令和3年5月28日	II しいき値判断項目(3. 重大事故)	発生あり	発生なし	事前	
令和3年11月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用(法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の94の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第68条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の94の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和3年11月12日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の116の項(主務省令事項を定める命令第59条の2の2第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号) ・情報提供の根拠 なし	・情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の116の項 ・情報提供の根拠 なし	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和3年11月12日	II しいき値判断項目 1 対象人数 一つの時点の計数か	2019/12/1	2021/4/1	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II しいき値判断項目 2 取扱人数 一つの時点の計数か	2019/12/1	2021/4/1	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容)	子ども・子育て支援法は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。(子ども・子育て支援法第1条) 子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付認定及び施設等利用給付の支給認定について、また、学齢前児童に対する施設型給付費等の支給認定、施設・事業所の利用、保育料などの情報管理や支弁台帳などの統計帳票の出力を行う。また、施設・事業所からの請求情報の管理を行う。 ①子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 申請の受理、申請に係る事実についての審査、申請に対する応答、保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理、支給認定証の通知 ②子どものための教育・保育給付に係る利用者負担区分の決定に関する事務 所得、世帯区分などによる階層情報(国階層及び自治体階層)及び保育料情報の算定、利用者負担額決定の通知、月別保育料の管理・調整、減免の管理(減免後の保育料を管理)、還付・充当 ③子育てのための施設等利用給付認定に係る事務 施設等利用給付申請の案内、認定申請書の受理、認定及びみなし認定に係る審査、認定通知書の作成・通知 ④地域子ども・子育て支援に係る事務 未移行幼稚園における補足給付費交付申請書の受理、副食費徴収免除対象者選定(課税状況・兄弟構成等を確認)、副食費徴収免除のお知らせ・補足給付事業対象者一覧の作成・通知、補足給付費の審査、補足給付費の交付(償還払いの場合)、事務補助金の支給(代理受領の場合)	【事務全体の概要】 子ども・子育て支援法は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。(子ども・子育て支援法第1条) 【特定個人情報ファイルを使用する法的根拠】 番号法第9条第1項 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】 ①子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 申請の受理、申請に係る事実についての審査、申請に対する応答、保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理、支給認定証の通知 ②子どものための教育・保育給付に係る利用者負担区分の決定に関する事務 所得、世帯区分などによる階層情報(国階層及び自治体階層)及び保育料情報の算定、利用者負担額決定の通知、月別保育料の管理・調整、減免の管理(減免後の保育料を管理)、還付・充当 ③子育てのための施設等利用給付認定に係る事務 施設等利用給付申請の案内、認定申請書の受理、認定及びみなし認定に係る審査、認定通知書の作成・通知 ④地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 未移行幼稚園における補足給付費交付申請書の受理、副食費徴収免除対象者選定(課税状況・兄弟構成等を確認)、副食費徴収免除のお知らせ・補足給付事業対象者一覧の作成・通知、補足給付費の審査、補足給付費の交付(償還払いの場合)、事務補助金の支給(代理受領の場合) <中間サーバシステム連携基盤における事務の内容> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要件を行う。(システム連携基盤要件) ・番号別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)	事後	
令和5年3月27日	II しいき値判断項目 1 対象人数 一つの時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	IIしきい値判断項目 2取扱人数 いつの時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システム名称	福祉総合情報システム(子ども子育て支援システム)、システム連携基盤、中間サーバー	福祉総合情報システム(子ども子育て支援システム)、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	
令和6年3月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども未来局子育て推進部保育対策課	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	・こども未来局子育て推進部保育対策課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-3727 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	・こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-3727 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	・こども未来局子育て推進部保育対策課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-3727	・こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-3727	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年3月26日	IIしきい値判断項目 2取扱人数 いつの時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事前	
令和7年1月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の116の項	・情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用(法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第1の94の項	番号法第9条第1項 別表の127の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	2023/4/1	2024/6/1	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IIしきい値判断項目 2取扱人数 いつの時点の計数か	2023/4/1	2024/6/1	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IIしきい値判断項目 2重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IVリスク対策 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価及び重点項目評価書	基礎項目評価及び全項目評価書	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IVリスク対策 9監査 実施の有無	自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和7年1月20日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	[ ]	[十分である]	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点での集計か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱしきい値判断項目1. 取扱者数 いつの時点での計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱしきい値判断項目3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅳリスク対策1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない